

令和2年4月6日

保護者 様

いわき市立大野中学校長 田中 淳一

新型コロナウイルス感染症対策に係る新たな政府見解を受けての学校再開について

本校においては、新型コロナウイルスの大規模な感染リスクに備えるため、3月4日から臨時休業の措置をとるとともに、学年末・学年始休業の期間においても、部活動や離任式等の活動を行わないようにしてきたところですが、いわき市教育委員会では、今般、文部科学省から示された「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を踏まえ、小・中学校を再開することとしました。

つきましては、本校においても、次の事項に配慮して教育活動の再開をしていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況等によっては、対応に変更等が生じる場合もあることを承知願います。

1 学校再開の時期

令和2年4月6日（月）から

2 学校再開にあたっての配慮事項

- (1) 3月4日の臨時休業開始から約一月ぶりの登校となることから、生徒の心身の状態に十分配慮して諸活動を進める。
- (2) 学校で実施できる感染症対策を徹底する。
 - ① 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行う。
 - ② 教室その他の施設の換気に十分配慮する。
 - ③ 学習活動時にグループ活動を行う場合は、できる限り短時間で行う。給食時は、生徒が対面しないように配慮する。
 - ④ 集会活動等を実施する際は、内容を精選し、生徒が長時間密集した状態で過ごすことのないようにする。
- (3) 学習指導について
 - ① 臨時休業により、教科指導に関し未履修等の部分を再確認し、学校再開以後の授業において補うよう十分に配慮する。また、臨時休業中の生徒の学習の状況を確認し、必要な措置を講ずる。
- (4) 生徒指導について
 - ① 臨時休業により、進級にあたっての指導が十分行われなかったことが予想されるので、生徒の発達段階や実態に応じて補充的な指導を行う。
 - ② 新型コロナウイルスにかかわる不用意な発言や友達同士のトラブルに十分留意するとともに、新型コロナウイルスに関して発達段階に応じた指導を行うことなどを通して、偏見や差別が生じないようにする。また、SNS等によるトラブルが発生しないよう、情報モラルの指導を改めて行う。
 - ③ 臨時休業後の生徒の言動や日常生活の様子を観察し、教職員同士で情報を共有しながら適時に声かけを行うなど、生徒指導上の問題の早期発見・早期解決に努める。
 - ④ 当面の間、公共施設等の利用については必要最低限の利用にとどめるとともに、施設管理者の指示に従うよう指導する。
- (5) 学校給食の実施について
 - ① 給食の配食を行う生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、

適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

- ② 生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底する。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしないなどの対応をとる。

(6) 部活動の実施について

- ① 部活動を実施する際は、前記(2)に示された感染症対策を徹底する。
- ② 部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導する。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ③ 他校との練習試合については、当面は実施しない。

3 各家庭へのお願い

各家庭においては、以下の取組の徹底をお願いいたします。

- (1) 登校前の検温及び風邪症状の有無の確認を行う。
- (2) 風邪症状がある場合には登校しないで、自宅で休養する。
- (3) 手洗いや咳エチケットを励行する。
- (4) 免疫力を高めるために十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。

なお、ご不明な点は、本校教頭までご連絡ください。

[大野中学校 TEL 3 3 - 2 2 3 3]